

東日本大震災により 行方不明となった労働者のご家族の方々へ

労災保険給付のうち葬祭料などの請求権は、2年を経過すると、時効により消滅します。勤務中や通勤中に被災し、行方不明となられた方のご家族の皆さま、お早めに労働基準監督署または都道府県労働局にご相談ください。

労災保険給付を受ける権利の時効消滅

2年	療養(補償)給付、休業(補償)給付、葬祭料または葬祭給付、介護(補償)給付、二次健康診断等給付
5年	障害(補償)給付、遺族(補償)給付

労災保険給付の請求期限

東日本大震災で行方不明となった労働者についての葬祭料（葬祭給付）は、以下の日までに請求が必要です。

※遺族（補償）給付の時効は5年ですので、下記の日付以降も請求ができます。

- 行方不明になられた方の生死が3カ月間、分からなかった場合

→平成25年6月11日

- 行方不明になられた方の死亡が震災の発生日から3カ月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の日付が分からない場合

→死亡が明らかとなった日から2年が経過した日

<具体例>

震災により行方不明となった労働者の死亡が平成23年5月1日に明らかになったが、その死亡の日付は分からない場合、平成25年5月1日までに請求が必要です。

